

根室海区漁業調整委員会指示第3号

野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年7月8日

根室海区漁業調整委員会会長 福原 正純



1 禁止区域

野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港西防波堤南東角の点、同港西防波堤基部を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域。

2 指示期間

令和7年8月20日から令和7年10月31日まで

3 指示の内容

禁止区域における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕をしてはならない。

